

## 令和4年度工事担任者定期試験の公示の一部改正の公示

工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第13条に基づき、令和4年度工事担任者定期試験の公示（令和3年12月1日付け）の一部を次のとおり改正します。

なお、下記以外の事項につきましては、令和3年12月1日付けの「令和4年度工事担任者定期試験の公示」によるものとします。

令和4年7月8日

一般財団法人 日本データ通信協会  
理事長 酒井善則

インターネットによる申請システムの変更に伴い、第2回定期試験の申請受付開始時間及び試験手数料払込期限、試験申請の手続き及び試験手数料の払込み方法を変更します。

### 1 申請受付開始時間及び試験手数料払込期限

	申請受付期間	試験手数料払込期限
第2回	令和4年8月1日（月）から8月22日（月）	試験申請後3日以内

\* 申請受付時間は受付期間中の終日ですが、申請受付開始時間は令和4年8月1日（月）の10時からです。  
全科目免除申請の場合も、試験手数料振込期限は試験申請後3日以内となりますのでご注意ください。

### 2 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

申請方法は、（一財）日本データ通信協会電気通信国家試験センターのホームページ(<https://www.shiken.dekyo.or.jp/>)を参照の上、手続きを行ってください。  
試験手数料の払込方法につきましては以下の方法があります。

#### イ Pay-easy（ペイジー）

Pay-easyに対応している金融機関のATMやインターネットバンキングから払込みができます。

#### ロ コンビニ払い

指定されたコンビニエンスストアから払込みができます。

利用可能なコンビニエンスストアはホームページ(<https://cbt-s.com/examinee/examination/dekyo-koutan.html>)でご案内します。

#### ハ バウチャー

事前にバウチャー（受験チケット）をホームページにて購入し、払込みができます。なお、バウチャーによる払込みは、団体のみができます（個人は不可）。

### 3 問い合わせ先

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験地（受験希望地）を受け持つ下記の各事務所へお願いします。

試験予定地	事務所	所在地	電話番号
札幌、青森、仙台、水戸、さいたま、東京 横浜、新潟、長野	（一財）日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556
金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡 熊本、鹿児島、那覇	（一財）日本データ通信協会 西日本支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル2階	06-6946-1046

# 令和4年度工事担任者定期試験の公示

工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第13条に基づき、令和4年度工事担任者定期試験の実施の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公示します。なお、第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信の試験については、C B T（Computer Based Testing の略称で、コンピュータを使用して実施する試験のこと。）方式による試験へ移行していますので、詳細は「令和4年度C B T方式による工事担任者試験の公示」を参照ください。

令和3年12月1日

一般財団法人 日本データ通信協会  
理事長 酒井善則

## 1 試験種別

- (1) 第一級アナログ通信 (2) 第一級デジタル通信 (3) 総合通信 (4) A I 第二種※ (5) D D 第二種※  
(6) 第二級アナログ通信※※ (7) 第二級デジタル通信※※

※ A I 第二種及びD D 第二種は、電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第85号）附則第3条第2項に基づき、同令の施行日である令和3年4月1日から3年間に限り実施します。

※※ 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信の受験を希望しているものの、身体に障害があるなどの事情によりC B T方式による試験を受けられない方に限って、令和4年度工事担任者定期試験の試験日・試験地において従来通りの筆記方式による試験を受けることができますので、（一財）日本データ通信協会電気通信国家試験センターまで事前にお問い合わせください。

## 2 試験日

- 第1回 令和4年5月15日（日曜日）  
第2回 令和4年11月27日（日曜日）

## 3 試験地及び試験会場

### (1) 試験地（近郊都市を含む）

第1回	札幌	青森	仙台	水戸	さいたま	東京	横浜	新潟	金沢
第2回	長野	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	鹿児島	那覇
共通									

### (2) 試験会場

受験票により通知します。

## 4 試験申請の受付期間及び受付時間

原則として、インターネットによる申請のみとします。

	申請受付期間	試験手数料払込期限
第1回	令和4年2月1日（火）から2月21日（月）	令和4年2月22日（火）
第2回	令和4年8月1日（月）から8月22日（月）	令和4年8月23日（火）

\* 申請受付時間は、受付期間中の終日です。実務経歴による試験科目の免除申請を伴う場合及び伴わない場合も申請受付期間は同じです。  
全科目免除申請の場合、試験手数料振込期限は試験申請後5日以内となりますのでご注意ください。

## 5 試験時間

試験種別	試験種別の記号	集合時間	開始時間	終了時間			
				1科目受験者 (技術※以外)	2科目受験者 (技術※は含まず)	2科目受験者 (技術を含む)	3科目受験者
総合通信	E	10:45	11:00	11:40	12:20	13:00	13:40
				1科目受験者(技術※のみ) 12:20			
第一級アナログ通信	A	14:45	15:00	11:40	12:20	13:00	
D D 第二種	L						
第二級アナログ通信※※	B						
第一級デジタル通信	C	14:45	15:00	15:40	16:20	17:00	
A I 第二種	H						
第二級デジタル通信※※	D						

※（ ）内の技術は、試験科目の「端末設備の接続のための技術及び理論」を示します。

※※ 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信の受験を希望しているものの、身体に障害があるなどの事情によりC B T方式による試験を受けられない方に限って、試験を受けることができます。

## 6 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

### (1) 申請方法

電気通信国家試験センターのホームページ(<https://www.shiken.dekyo.or.jp/>)を参照の上、手続きを行ってください。

全科目免除申請には、写真の提出（写真ファイルのアップロード）が必要となりますので、ご注意ください。

試験手数料の払込方法につきましては以下イ、ロにてお取り扱いします。

- イ 銀行を選択した場合は、指定された（一財）日本データ通信協会の銀行口座に全国銀行協会加盟の銀行の窓口又はA T Mで払込みをお願いします。一括申請の場合も利用できます。
- ロ コンビニエンスストアを選択した場合は、予めスマートピットホームページからスマートピット番号を取得後、その番号を入力し、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの各コンビニエンスストアで払込みをお願いします。ただし、一括申請の場合は利用できません。

### (2) 証明書類の提出

科目免除申請をする場合に必要な証明書類は、試験申請時にそのファイルをアップロードして提出してください。

ただし、アップロードができない方に限って、郵送、F A X、電子メール、電気通信国家試験センター窓口での提出を可能とします。この場合の提出先は下表のとおりで、提出期限は申請受付期間の最終日です。

事務所	所在地	F A X番号	電子メールアドレス
(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5974-0096	shiken@dekyo.or.jp

## 7 試験科目及び出題方式

- (1) 試験科目      イ 電気通信技術の基礎      ロ 端末設備の接続のための技術及び理論      ハ 端末設備の接続に関する法規  
(2) 出題方式      択一方式（マークシート方式）

## 8 試験手数料（非課税）

8,700円（1試験種別当たり）      試験申請受付後は、お返しできません。

※ 全科目免除の試験手数料は、5,600円

## 9 科目免除

科目合格者、一定の資格又は実務経歴等を有する者及び認定学校等の単位修得者は、申請により試験が免除される試験科目があります。全科目免除申請については、上記によるほか、「別記」のとおりとします。

## 10 試験結果の通知

試験結果は、(一財)日本データ通信協会が試験結果通知書により受験した方全員に通知します。

また、電気通信国家試験センターのホームページ (<https://www.shiken.dekyo.or.jp/>) でも可否の確認ができます。

## 11 問い合わせ先

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験地（受験希望地）を受け持つ下記の各事務所へお願いします。

試験予定地	事務所	所在地	電話番号
札幌、青森、仙台、水戸、さいたま、東京 横浜、新潟、長野	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556
金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡 熊本、鹿児島、那覇	(一財)日本データ通信協会 西日本支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル2階	06-6946-1046

## 「別記」

### 1 全科目免除申請の受付期間及び受付時間

#### (1) 受付期間

全科目免除申請は、試験申請受付期間以外の期間でも申請することができます。ただし、受験での科目合格による科目免除を申請できるのは、科目合格した試験が行われた月の翌月のはじめから起算して3年間です。定期試験の試験種別（第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信、A I第二種、D D第二種）の場合は3年以内に実施される最後の試験の申請受付期限まで、また、C B T方式による試験の試験種別（第二級アナログ通信、第二級デジタル通信）の場合は有効期間の最終日の90日前までとなりますので、科目合格の試験免除適用を受ける場合は、有効期限に気をつけて全科目免除申請をしてください。

#### (2) 受付時間

申請受付時間は、終日です（定期メンテナンス時を除く。）。

### 2 試験結果の通知

全科目免除申請を受け付けたときは、原則として、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、試験免除の可否の結果を次の区別により(一財)日本データ通信協会から申請者全員に発送します。

#### (1) 全部の試験科目について試験を免除する場合

- イ 試験を免除する旨の通知書（以下「試験免除通知書」という。）により申請者に通知します。  
ロ 「試験免除通知書」については、これにより試験結果の通知を行ったものとし、試験合格とします。

#### (2) 上記(1)以外の場合

全部又は一部の試験科目について試験を免除しない旨の通知書（以下「要試験通知書」という。）により申請者に通知します。

### 3 試験免除通知書を受けた場合の資格者証交付申請の手続き

- (1) 「試験免除通知書」で試験合格となった場合の試験合格日については、「試験免除通知書」に記載されています。  
(2) 工事担任者資格者証の交付の申請先は、「試験免除通知書」の「資格者証交付申請のご案内」に記載されていますので、総務省の各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所まで手続きしてください。  
(3) 工事担任者資格者証の交付の申請期限は、「試験免除通知書」に記載されていますので、交付申請期限までに申請してください。  
(4) 工事担任者資格者証交付申請書に記入する受験番号は、「試験免除通知書」に記載して通知します。

### 4 「要試験通知書」を受けた場合の手続き

#### (1) 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信、A I第二種、D D第二種の場合

イ 「要試験通知書」により全部又は一部の試験科目について試験を免除されないこととなった場合は、その後、試験申請の受付が行われる試験申請受付期間に対応する試験実施日に全科目免除の申請に係る種別と同一の種別の試験を受験することになります。この場合、試験手数料の不足分として3,100円（試験手数料から全科目免除申請料を差し引いた額）の払込みが必要となります。

なお、要試験の方へは(一財)日本データ通信協会より、「要試験通知書」、「お知らせ」、「払込取扱票」の3点を同封し郵送しますので、内容を確認の上、期日までに試験手数料不足分の払込みをお願いします。払い込みされない場合は、受験票が送付されず受験ができません。

#### ロ 受験希望地の指定

全科目免除申請をする際には必ず、「要試験通知書」により受験することとなった場合の試験の受験希望地を本公示の「試験地」の中からあらかじめ指定してください。試験会場については、「要試験通知書」の通知後に受験票により通知します。

#### ハ 受験する試験の内容

「要試験通知書」により受験することとなった試験の内容について、すでに公示されている試験を受験する場合は、それによるものとし、それ以外の場合は次回以降の公示によるものとし、また、「要試験通知書」には試験日が記載されており、受験票は、試験日の概ね2週間前までに送付します。

ただし、試験日まで同一試験種別の再度の全科目免除申請は認められません。

#### 二 工事担任者規則第8条（科目合格者に対する試験免除）の要件を満たさなくなる場合は、試験科目の試験免除を受けることはできません。

#### (2) 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信の場合

イ 「要試験通知書」により全部又は一部の試験科目について試験を免除されないこととなった場合は、全科目免除の申請に係る種別と同一の種別の試験の申請を所定の期日までに行う必要があります。この場合、試験手数料の不足分として3,100円（試験手数料から全科目免除申請料を差し引いた額）の払込みが必要となります。なお、要試験の方へは(一財)日本データ通信協会より、「要試験通知書」、「お知らせ」、「払込取扱票」の3点を同封し郵送しますので、内容を確認の上、期日までに試験手数料不足分の払込みをお願いします。払い込みされない場合は、受験ができません。

ロ (一財)日本データ通信協会が試験手数料の不足分の払込みを確認した後、C B Tによる試験申請に必要な事項を連絡するので、その指示に従い、マイページを作成し、試験の申請を行ってください。(一財)日本データ通信協会が申請内容を確認後、確認票（受験票に相当するもの。）を発行しますので、マイページから試験会場、日時を予約してください。

ただし、試験日の翌月10日まで同一試験種別の再度の全科目免除申請は認められません。

#### ハ 工事担任者規則第8条（科目合格者に対する試験免除）の要件を満たさなくなる場合は、試験科目の試験免除を受けることはできません。